

令和8年6月11日

岩美町議会議長 橋本 恒 様

議会活動の在り方検討特別委員会
委員長 宮本 純 一

議会活動の在り方検討特別委員会報告

議会活動の在り方検討特別委員会の調査について、以下の通り報告いたします。

記

はじめに

本委員会は、議会活動のあり方を検討する特別委員会として、前期委員会の取り組みと課題を引継ぎ、令和4年9月議会において設置されました。

それ以来今日まで委員会を30回開催し、議員研修会、意見交換会を実施してきました。

検討にあたっては、「住民参加と行政監視・政策提起の課題」と「議員のなり手不足に伴う議員報酬の見直し」を同時並行で進めることを基本にしてきました。また、制度や仕組みの改革が議会と議員の力の向上につながるよう、議会と議員の存在意義や求められる活動、あるべき姿などに立ち返りながら議論すること、認識も経験も異なる議員が共通認識を持った議論になるよう先急ぎせずできるだけ時間をかけることを心がけてきました。

今期議会として改革に取り組んだ期間は、ほぼ4年になりますが、町民の負託に応えることができる議会づくりと議員1人ひとりの力の向上に実を結ぶことに努めてきました。

令和7年8月30日に「議会のあり方を考える公開研修会」を実施したのは、本委員会で表明した「開かれた議会」をめざした取り組みの一環としての公約に則ったものです。

I 議会活動の在り方検討特別委員会設置に至る経緯

令和4年9月6日開催の議会運営委員会で次の問題提起がありました。

前期の議会活動の在り方検討特別委員会の調査報告は、議会公開と議員力向上の課題については、未着手の課題を残しながらも一定の成果に実ったと評価するとともに、住民自治の担い手である町民との協同の前進と議会本来の役割の一層の発揮という、時代が求めている課題である住民参加と行政監視・政策提起は、次期議会において挑戦を続けることが必要だと考える。

質問・質疑の力量向上に努力しながら、決定過程への住民参加、行政監視・政策提起について、議会としてできる活動スタイルを追求することが必要で、そのために、特別委員会を設置してはどうか。

提案を受けた議会運営委員会は、設置することを全員協議会に諮ることを了承し、令和4年の9月議会中に開催した全員協議会は、全員一致で設置を確認し、本会議で議決しました。

II 検討の経緯

| 回目 | 年月日 | 協議内容 |
|----|----------|---|
| 1 | R4.12.15 | <p>1 前期議会の取組の到達と今後の方向性について 議員個々の力量の向上と併せて、議会としての活動が町民の期待に応えられるものになるために必要な課題を積極的に検討し、実施していくこと、特に「住民参加と行政監視・政策提起の課題」を重点にして取り組むことを確認した。</p> <p>2 議会の ICT 活用について 庁内の ICT 化に併せて議会でもタブレット端末の導入・活用について、今後、具体的に検討することを確認した。</p> |
| 2 | R5.2.28 | <p>1 タブレット端末導入の検討について 導入の検討にあたっては機動性を考慮し、本委員会に小委員会を設けて進めていくこととした。</p> <p>2 先進事例の勉強 政策提起などに取り組む先進的な議会活動事例について勉強した。</p> |
| 3 | R5.3.9 | <p>1 タブレット端末導入に伴う小委員会について 小委員会の名称、メンバー等を決定し、検討結果を本委員会に報告することを確認した。</p> <p>2 住民参加と議会の政策提起の取組について 前期の特別委員会で不十分、未着手の課題となっている住民参加、政策提起、報酬問題に取り組むことを確認した。</p> |
| 4 | R5.6.14 | <p>1 特別委員会の今後の目標について 議員報酬の引き上げとそのための議会及び議員活動が町民の期待に沿った活動として評価される状況を作り出すことを目標とする。</p> <p>2 タブレット端末の導入に関する小委員会の報告 県内導入済自治体の行政事務調査の報告を行った。</p> |
| 5 | R5.6.29 | <p>1 今後の活動方向について 議員報酬引き上げ時期の目標設定と検討のための小委員会の設置、政策提言及び住民参加の仕組みを検討し実行に取り組むことを確認した。</p> <p>2 ICT の活用について ラインワークスのアプリを試験的に活用し、会議通知などをペーパーレス化することを提起した。</p> |
| 6 | R5.7.6 | <p>1 今後の活動方向について(続き)</p> |

| | | |
|----|----------|---|
| | | 政策提起と住民参加の仕組みづくりを進めるための協議を行った。政策提起を取り組むなかで、住民参加を組み入れる仕組みを検討することを確認した。 |
| 7 | R5.7.19 | 1 文献研究 市町村アカデミーの講義「自治体議会の議題と事務局の役割」の資料で研修し、本町議会での政策提起の仕方について意見交換を行った。 |
| 8 | R5.8.8 | 1 文献研究(続き) 前回に引き続き「政策提案型の議会」に「住民参加」をどう加えるか、意見交換を行った。 |
| 9 | R5.8.30 | 1 文献研究(続き) 政策形成の強化と先進事例の資料をもとに意見交換を行った。 |
| 10 | R5.12.13 | 1 政策提言の仕組みの検討 政策提言を常任委員会を拠点として検討すること、検討にあたっては有識者、住民の知見が活用できるような取り組みについて協議した。 2 タブレット端末の導入機種・システム等の検討について 小委員会が行政事務調査などをもとにタブレット端末機種、会議システム等の協議をした結果について本委員会に報告された。 |
| 11 | R6.3.7 | 1 政策活動の今後の取り組みについて 令和6年4月から政策提起に取り組むことに伴い、町民との意見交換を実施することを確認した。 2 鳥取県東部地区特別職報酬審議会について 鳥取県中部地区及び西部地区と同様に東部地区も4町による報酬審議会設置について東部町長会・議長会から提案があり、本町議会としての考え方を協議した。 |
| 12 | R6.3.14 | 1 政策活動の今後の取り組みについて(続き) 政策活動についてスケジュール(案)を提案し、意見交換を行った。 スケジュール(案) 【政策活動の流れ図】 ・町民との意見交換会(地域別、分野、団体別) ↓ ・町民の意見を政策検討会別に仕分け ↓ ・政策検討会(常任委員会)で政策討論 ↓ ・町に政策提言 ↓ ・意見交換会で検討結果を返す 2 鳥取県東部地区特別職報酬審議会について(続き) 東部地区4町による報酬審議会設置について、本町議会としてどうすべきか前回に引き続き協議を行った。 |

| | | |
|----|---------|--|
| 13 | R6.4.10 | <p>1 町民と議会との意見交換会について 政策提起に向けた町民との意見交換会の今後の進め方について意見交換を行い、5月の議会だよりで公表することを確認した。</p> <p>2 鳥取県東部地区特別職報酬審議会について 本町を含め東部4町の議会がそれぞれに検討したが、現段階では現行のままを進めるといった結果となった。</p> |
| 14 | R6.5.31 | <p>1 町民と議会との意見交換会について(続き) 政策提起に伴う初めての町民と議会との意見交換会を6月23日を実施することを確認し、テーマや運営方法について協議を行い、以下のテーマで実施することとした。</p> <p>○意見交換会のテーマ</p> <p>①総務教育グループ ・岩美町のまちづくりについて</p> <p>②産業福祉グループ ・岩美町の農林水産業について ・岩美町の子育て支援・人口減少対策について</p> |
| 15 | R6.6.20 | <p>1 町民と議会との意見交換会について(続き) 6月23日に実施する意見交換会についての進め方を確認した。</p> <p>2 議員報酬に関する小委員会の報告 数回にわたり小委員会で議員報酬の見直しについて協議しており、算定式の根拠を持って算出することを小委員会から報告。</p> <p>3 タブレット端末について タブレット端末の導入が6月末となることに伴い、使用方法についての研修会を実施することを確認した。</p> |
| 16 | R6.8.30 | <p>1 議員報酬について 小委員会から議員報酬の見直しについての考え方、算定額、算出方法などについて報告。</p> <p>○小委員会からの報告(議員報酬の検討についての考え方)</p> <p>【Ⅰ】報酬算定に取り組む視点 議員のなり手不足対策という角度から検討。</p> <p>【Ⅱ】議員報酬を算定する方式は、「活動内容をふまえた原価方式」を採用する。 *原価方式とは全国町村議会議長会が提唱する算定方式。 *議会・議員の活動日数÷町長の活動日数×町長の給料月額 ＝議員報酬月額 令和5年度議員・町長の活動日数は次のとおり 議員活動日数:106日 町長活動日数 303日 *の原価方式の計算式に数値を当てはめると、 <u>106日÷303日×824,000円=288,264円÷29万円</u></p> |

| | | |
|----|----------|---|
| | | 本委員会では原価方式に基づき算出した報酬月額29万円を町民に提示し、意見交換会を行うことについて協議した。 |
| 17 | R6.9.10 | 1 議員報酬改定に向けた今後の取り組みについて 前回確認した報酬算定額をもとに町民との意見交換会、報酬審議会開催に向けたスケジュールについて協議し、報酬改定の時期を令和7年4月として進めることを確認した。 また、町民との意見交換会を10月5日に開催することとした。 |
| 18 | R6.10.4 | 1 10月5日開催の町民と議会との意見交換会について 議員報酬の見直しにあたり議会が算出した議員報酬額について町民の意見を伺うための意見交換会を開催するにあたって、進め方を確認した。 |
| 19 | R6.10.31 | 1 議員報酬について 議員報酬の見直しについて、令和7年4月を目標に改定するようスケジュールを組んでいたが、10月5日の町民との意見交換会の参加者が少数であったため、時間をかけて出来るだけ多くの町民の声を聞くため自治会、団体などに出向いて意見交換を行うこととなった。そのため、スケジュールも変更することで確認した。 |
| 20 | R6.12.10 | 1 意見交換会について 自治会、団体との意見交換会実施状況と今後の予定を確認した。 |
| 21 | R7.1.10 | 1 議会議員研修会について 以下のとおり議員研修会を実施することを確認した。 (目的) 全国的に議員のなり手不足が懸念されているなか、議員のなり手の創出、議会の役割や活動、議員報酬のあり方など、あるべき議会の姿について、専門の講師を招き研修会を開催し、これからの議会について町民と共に考える。また、講師と議員との意見交換会を開催し、今後の議会のあり方について知識を深めていく。 (日時)令和7年2月9日 午後1時30分～午後4時40分 (講師)江藤俊昭氏(大正大学地域創生学部教授) (講師は、全国町村議会議長会の「報酬等に関する研究会」の委員長を歴任されており、全国地方議会の在り方を研究する第一人者) <u>*研修会は大雪により延期となった。</u> 2 各地区の自治会との意見交換会について 直近に開催となる意見交換会の進め方を確認した。 |
| 22 | R7.2.25 | 1 議員報酬の見直しについて 議員報酬を議会自らが算定し、その算定額を町民に示し、その主な意見を取りまとめることを本委員会で確認した。 今後、町民の意見をもとに報酬審議会へ諮問するための意見陳述書を作成することを確認した。 |

| | | |
|----|----------|---|
| 23 | R7.3.10 | 1 議員報酬の見直しについて(続き) 町民との意見交換会の意見を整理し、議員報酬の再算定に向かうことを協議した。 |
| 24 | R7.3.28 | 1 議員報酬の見直しについて(続き) 報酬審議会へ議会からの意見陳述書(案)と報酬引き上げ以降の対応について整理し協議を行った。 |
| 25 | R7.4.28 | 1 今後の活動方向について 議員報酬について、報酬引き上げに伴う報酬審議会への意見陳述書(案)を作成し意見交換を行った。また、今後の本委員会の活動について以下の3点を協議した。 (1)第二段階の報酬引き上げに向けた対応について (2)議会の「見える化」の取り組みについて (3)議会としての「政策活動」について |
| 26 | R7.5.13 | 1 議員報酬の見直しについて(続き) 報酬審議会への意見陳述書(案)について修正案を協議した。 |
| 27 | R7.6.27 | 1 特別職報酬等審議会の状況について 特別職報酬等審議会の開催状況を報告。(内容は以下のとおり) 第1回の審議会は5月27日に開催された。6月18日に第2回審議会が開催され、その中で議長、本委員会委員長が意見陳述を行った。 |
| 28 | R7.8.18 | 1 議員報酬について 特別職報酬等審議会が終了し、審議会会長から町長へ答申書が提出されたことを報告・確認した。(報酬額については、議会からの意見陳述書の要望額どおりの結果であった。) |
| 29 | R7.10.9 | 1 今後の委員会の活動について 特別職報酬等審議会から答申があり、答申どおり議員報酬を改正したこと及び審議会からの答申のなかの附帯意見を確認し、今後の委員会活動について意見交換を行った。 |
| 30 | R7.12.15 | 1 今後の委員会の活動について 特別職報酬等審議会の答申にもとづき議員報酬を改正したことを町民(自治会・団体)に報告し、併せて今後の議会活動について意見を伺うことを確認した。 今後、改選後においても議会改革、報酬見直しの取り組みは必要であり、今期の議会での取り組みのための準備を進めていくことを協議した。 |

Ⅲ 検討結果の実施状況のまとめ

特別委員会の議論を積み重ねて確認しながら改革に取り組んできました。その到達を①住民参加、②行政監視と政策提起、③ICTの推進、④議員報酬見直し検討の4つの括りで整理し次のようにまとめました。

①住民参加

| | |
|------------------|-------------|
| 岩美まちづくりの会との意見交換会 | 令和6年10月3日 |
| 町民との意見交換会 | 令和6年10月5日 |
| 小中学校PTA役員との意見交換会 | 令和6年12月4日 |
| 各地区自治会との意見交換会 | 令和7年1月～8年3月 |
| 議会のあり方を考える公開研修会 | 令和7年8月30日 |
| 岩美まちづくりの会との意見交換会 | 令和8年3月23日 |

②行政監視と政策提起

| | |
|-------------------|-----------|
| 政策提言のための町民との意見交換会 | 令和6年6月23日 |
| 常任委員会の行政事務調査 | 随時 |

③ICTの推進

| | |
|-------------------------|-------------|
| タブレット端末に関する小委員会 | 令和5年3月9日 |
| タブレット端末に関する小委員会(行政事務調査) | 令和5年5月15日 |
| タブレット端末に関する小委員会 | 令和5年6月13日 |
| タブレット端末に関する小委員会 | 令和5年12月12日 |
| タブレット端末を導入した議会運営の勉強会 | 令和5年2月8日～9日 |
| タブレット端末を導入した議会運営の勉強会 | 令和5年4月27日 |
| 文書共有システム利用者用講習会 | 令和6年7月23日 |
| タブレット端末操作確認等講習会 | 令和7年2月13日 |

④議員報酬見直し検討

| | |
|--------------|-----------|
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和5年7月6日 |
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和5年7月19日 |
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和5年8月8日 |
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和5年8月30日 |
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和6年3月7日 |
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和6年6月9日 |
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和6年8月9日 |
| 議員報酬に関する小委員会 | 令和6年8月21日 |

①住民参加については、議員報酬見直しに伴う意見交換会、政策提起の取り組みに伴う意見交換会、「開かれた議会」をめざした取り組みの一環として議会のあり方を考える公開研修会を実施したことで、今後の議会活動に繋がる一定の成果に実ったと判断できます。

②行政監視・政策提起は、住民自治の担い手である町民との協同の前進と議会本来の役割のいっそうの発揮という、時代が求めている課題であり、引き続き次期議会において挑戦を続けることが必要だと考えます。

③ICTの推進は、ペーパーレス化などの事務の効率化を図る目的に議会資料を検索・閲覧するためのタブレット端末及び会議システムについて、県内自治体への行政事務調査や数回にわたる小委員会での検討を経て整備しました。

④議員報酬見直し検討

議員報酬が議員のなり手不足の一つの要因として捉え、議員報酬の見直しについて、小委員会を中心に報酬額を算定し、町民の意見を踏まえて報酬改定を行いました。

IV 議員のなり手不足に伴う議員報酬の見直し

議員報酬のあり方の議論をして判明したことの一つは、「議員報酬額が低い、条件がととのえば引き上げるべきだ」と大方の議員が認識していることでした。

特別委員会は、議員報酬はどうあるべきか、岩美町議会議員の活動で報酬支給の対象となる議会活動・議員活動とみなし得る活動範囲を確定し、それに基づいて実態調査を行ったうえで、議会自らが適正と考える報酬額を算定しました。その額を町民に示して意見を聴取し、町民の意見を踏まえて再算定したうえで、町の特別職報酬等審議会に諮問するという方向で進むことにしました。

ちなみに、岩美町議会では議会が報酬額を提示する諮問はかつてありませんが、全国の市町村議会の議員報酬の決め方には、白紙の諮問だけでなく額を示した諮問もあります。

第17回の特別委員会で、議員報酬改定時期について令和7年4月を目標に進めていましたが、出来る限りの多くの町民の意見を取り入れるため、意見交換会の回数を増やすことを前提に第19回の特別委員会で、次のようにスケジュールを変更し確認しました。

この議員報酬の見直し検討の経過を随時議会だよりで広報しました。

令和6年8月30日 議員活動在り方検討特別委員会開催

○報酬算出、考え方について協議

9月中旬 ～ 町民との意見交換会、各団体等との意見交換会

令和7年4月 意見陳述書を作成

5月中旬～ 報酬審議会の開催(諮問)

8月上旬 報酬審議会からの答申

9月 議員報酬の条例改正

10月1日 議員報酬条例(改正後)施行

全国の市町村議会の中には、住民の期待に応え得る議会をつくる努力を尽くし、かつ議会に対する住民の関心と認識を高めることに努めながら、報酬額の引き上げについても住民の納得を得て実現している議会があります。

住民を巻き込んだ報酬額の議論は、住民自治の深化をめざす取り組みの一つとして考えます。

なお、特別職報酬等審議会に、町民の意見を踏まえながら議会自らが議員報酬を算定した経緯等を示した意見陳述書を提出し、議長及び本委員会委員長が意見陳述しました。提出した意見陳述書は以下のとおりです。

(意見陳述書)

議員報酬の見直しについて

議会活動の在り方検討特別委員会での検討の経過と結果

1. 議員報酬の見直しについての経過

町議会議員は任期4年の間に、町民の代表としてその能力を遺憾なく発揮し、再選を果たしたならば、その活動を継続していくことが求められています。そしてそれに足りる人材が立候補し、選挙を経て、その責務を果たしていかなければなりません。

本町では、平成22年の町議会議員一般選挙で、町政始まって以来の無投票となりました。また、選挙になっても少数立候補の傾向であり、地方自治の将来が危ぶまれる事態と捉えることが必要ではないかと考えます。

近年の町議会議員一般選挙の状況

| 実施年 | 選挙の有無等 | 投票率 |
|-------|---------------|--------|
| 平成14年 | 定数18人 立候補者20人 | 83.40% |
| 平成18年 | 定数12人 立候補者14人 | 77.17% |
| 平成22年 | 無投票 | — |
| 平成26年 | 定数12人 立候補者14人 | 70.63% |
| 平成30年 | 定数12人 立候補者13人 | 62.16% |
| 令和4年 | 無投票 | — |

本町では、令和元年に議会活動の在り方検討特別委員会（以下、在り方委員会という。）を設置し、議会改革に取り組み、町民との意見交換会の開催、町議会のケーブルテレビとYouTubeでの放送の開始、デジタル化に伴うタブレット端末を活用した議会運営など、行政監視以外の取り組みも少しずつ形になってきたところです。魅力ある議会、見える議会、やってみたい議会をめざし議会からの発信も増えていま

すが、なかなかその実情は理解されるには程遠い現実であります。議員構成（令和7年4月1日現在）も、平均年齢65.3歳、70歳代5人、60歳代5人、50歳代1人、40歳代1人、男性議員10人、女性議員2人と偏りがあり、多様な意見を反映させることができる議員構成とは言えない現状であります。

地方における民主主義、地方自治の根幹たる議員・議会のあり方を考えるうえでも議員構成の偏りを無視することはできません。そして、無投票となった要因の一つに、現状の議員報酬が、適正ではないのではないかとすることも考えなければなりません。

そこで、在り方委員会では、議員のなり手不足が懸念されているなか、議員のなり手を増やすため、議会の役割の発揮や活動の見える化などと併せて議員報酬のあり方、報酬の見直しについて、議会自らが報酬額を算出し、町民との意見交換会を通して、町民意見を反映し、特別職報酬等審議会にお諮りするといった県内ではじめての取り組みを進めてきました。

町議会議員報酬額推移

| | 議長 | 副議長 | 委員長 | 議員 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 平成 3年 | 296,000 | 213,000 | 203,000 | 194,000 |
| 平成 6年 | 324,000 | 241,000 | 230,000 | 220,000 |
| 平成10年 | 333,000 | 248,000 | 237,000 | 227,000 |
| 令和 元年 | 335,000 | 249,000 | 238,000 | 228,000 |
| 令和 5年 | 336,000 | 250,000 | 239,000 | 229,000 |

2. 議員報酬の見直しについての算定方法

(1) 在り方委員会で議員報酬の見直しを検討するなかで、全国町村議会議長会が提唱する「活動内容を踏まえた原価方式」が最も合理的であるとの結論に至り、これを算出方法として採用することとしました。

その他の算出方法については、以下の理由で採用しないこととしました。

○類似団体や近隣市町村と比較する方式

比較対象とする町村の報酬額の算定根拠を認識したうえで初めて比較する意味があり、単に数値を比較することは根拠として弱く参考にすぎないとする。

○成果重視の収益方式

議会が自己評価による成果を町民に示すことは必要であるが、成果を報酬額に反映させる方式は確立していない。また、何を成果と見るかは判断が分かれることもあり、報酬に関連付けることは難しい。

(2) 「活動内容を踏まえた原価方式」の算出にあたって、比較の対象は、町長の活動量、給料月額を基準としました。

町長を基準とする根拠は次の①②の通りであります。

①議員と町長は住民の直接選挙で選出される「公選職」であること。

②町長の給料は、「地域の实情」、「物価の動向」、「自治体の財政状況」などが要素となっており、職員の給料を媒介に住民の所得と間接的に連動している。

計算の仕方は、議会活動日数と議員活動日数を町長の活動日数と比較して、その割合に町長の給料月額を乗じて議員報酬を算出します。

*議会・議員の活動日数÷町長の活動日数×町長の給料月額＝議員報酬月額

令和5年度議員・町長の活動日数は次のとおりです。

議員活動日数：106日 町長活動日数 303日

*の原価方式の計算式に数値を当てはめると、

106日÷303日×824,000円＝288,264円≒29万円

原価方式に基づき算出した報酬額月額29万円を町民に提示し、意見交換会を行うことを在り方委員会で決定しました。

3. 議員報酬の見直しについての町民との意見交換会

町民との意見交換会を令和6年10月から令和7年2月まで地区自治会、岩美まちづくりの会などを対象に計6回実施し、全体で95名の方に参加いただき、ご意見をいただきました。

意見交換会で出された声を次のように整理しました。

※意見交換会の参加者は、若い世代(小中 PTA 連役員)から現役世代、年金世代まで95名。

①「議会は不要」とか「役に立っていない」などの声はなかった。

②現行報酬額について

低い 引き上げるべき

③議員報酬算定額の報酬月額29万円について

「町民はおどろく。」「町民納得しない。」「他町と比較してきびしい。」「一度に29万円は。段階的に。」

(1人だけ)「人材確保するには30万円程度が妥当。」

「町長と議員は仕事が違うので比較することはどうか。」

④議員報酬月額29万円となり手確保について

29万円で不足が解消されるか

29万円に上げて若者が議員になるかわからない

29万円でどれだけ立候補するか疑問

(29万円に)上げたなら手は増えるのか

※合議体としての議会に必要な議員数を確保するためには、29万円では十分ではないということを意味している。

⑤議会の活動について

さらに活動を知っていただくことが必要

議会が何をしているかわからない

議会が見えるシステムを考えてほしい

※29万円に向かう段階的引き上げとの声には、今後のさらなる活動充実に
対する期待値が含まれていると受け止め、真摯に取り組むことが必要。

※町民との意見交換会での報酬額算定の考え方に対する2つの意見について、在り
方委員会の見解は以下のとおりです。

(1)「類似団体、周辺自治体との比較で決めるべき」について

・議会と議員の活動量を基礎にして町長の活動量との比較で算定するとしてき
た考え方を根本から放棄することになる。

また、引き上げるとしても引き上げ額は低額にとどまり、低すぎる報酬額を
引き上げることでなり手不足の要因の一つを突破するという、議会の目標達成
から遠ざかることになる。

(2)「町長と議員は仕事が違うので比較することはどうか」について

・地方自治体は「有権者が選挙で選出する首長と議会により運営する」とい
うのが憲法の定める地方自治制度の内容。役割・権能が違う首長と議会・議員の
双方が両輪として存在し機能して初めて、地方自治体として機能する。

これまで全国町村議長会が議員報酬額の根拠として首長の報酬額を基準にし
て算定してきたのは、双方が憲法の定める地方自治制度を担う両輪として有権
者の選挙で選ばれる公職であるという共通性に着目した考え方であり、議員報
酬額算定の根拠となる明文規定がないもとの最も合理的だとされてきた理由も
そこにある。

議会は憲法と地方自治法で必置機関と規定されているが、首長と「議員」の権
限・職責の違いをもって低額の議員報酬を正当化することは、結果として必要
議員数の確保を危うくし、議会を必置機関とする規定を無意味にしかねない。

繰り返しになるが、首長と議会が地方自治体に不可欠な存在として役割を
発揮することが求められ、報酬は議会が機能する上での基本的条件の一つであ
る。

4. 議員報酬の見直しについてのまとめ

町民との意見交換会を踏まえて、議員報酬額の見直しについて以下のとおり要望
します。

①「現行の報酬額は引き上げるべきだが、一気に29万円に引き上げることは町民の納得を得ることが難しいであろう。」「段階的に引き上げることが適当。」というのが大方の意見であった。したがって、提示した算定額29万円を見直し、引き上げ額として3万円アップの25万9千円を提示する。

②第一段階の引き上げは今期任期中の早い時期(9月議会で議決)をめざす。

③議長の報酬額について、当面は議員の月額報酬額を1とした現行の比率で算定する(下三桁端数切り上げ)。

④副議長、常任委員長(議運委員長含む)の報酬額については、次のように算定する。まず、委員長については政策活動など議会改革を更に推し進めるにあたって議長、副議長はもちろんのこと、常任委員会を取りまとめる責務など委員長が中心的な役割を果たすこととなるため役職手当に相当する部分を加算したい。副議長については委員長とのバランスを考慮し、役職加算したい。

○岩美町議会議員報酬

(現 行)

| 役 職 | 報 酬 額 | 議員との比率 |
|-----|-----------|--------|
| 議長 | 336,000 円 | 1.47 |
| 副議長 | 250,000 円 | 1.09 |
| 委員長 | 239,000 円 | 1.04 |
| 議員 | 229,000 円 | 1.00 |

(見直し後)

| 役 職 | 報 酬 額 | 議員との比率 |
|-----|-----------|--------|
| 議長 | 381,000 円 | 1.47 |
| 副議長 | 293,000 円 | (1.13) |
| 委員長 | 280,000 円 | (1.08) |
| 議員 | 259,000 円 | 1.00 |



なお、将来的な議員報酬の見直しについて、次のことを確認しました。

①第一段階の引き上げ案を決定した後に、第二段階に向けた対応についての協議を継続する。

②報酬は引き上げるべきという町民の声には、「今後の議会活動充実」への期待が込められていると受け止め、議会のさらなる見える化、議会としての政策活動の前進に努める。

V 特別職報酬等審議会の答申結果について

議会が自ら議員報酬を見直し、算定した報酬月額については、町民との意見交換の結果を踏まえ再算定したことで、町民の意見が十分に反映されていると考え、附帯意見でも触れていますが、更なる議会改革の推進を期待し、全会一致により、議会が提示した報酬月額を妥当であるとの結論でありました。

VI 今後の活動への方向性について

今期議会及び委員会では、住民参加を重点に政策提起の取り組みや議員報酬の見直しの中で、出来る限り多くの自治会・団体と意見交換し、町民の意見を反映するよう努めてきました。

特に議員報酬の見直しでは町民の意見を踏まえながら進め、議員の報酬改定を成し遂げたことが特色ある取り組みとして評価され、令和8年2月に全国町村議会議長会の表彰をいただきました。

しかしながら、本委員会の発足当時に掲げた課題である政策提起の取り組みが未達であること、また、特別職報酬等審議会からいただいた答申の附帯意見を受けとめ、次期議会では更なる議会改革に挑戦し続けるべきと考えます。

(参考:特別職報酬等審議会の附帯意見を要約)

○更なる魅力ある議会に向けて

議員のなり手不足は単に議員報酬が低いことのみをもって生じているものではなく、議会の更なる魅力向上と議会だより(No.141号)に掲載されている「議員と議会の自己改革」のなかの「検討する課題」を着実に進めることが必要と考える。

①一層の意見交換会を進めて町民の声を行政へ反映させていただきたい。また、議会改革を図られるにあたっては、町民と意見交換をしながら進めていただきたい。

②更なる議会の見える化を図られたい。

③一般質問で議員が地域で聞き取りをした町民ニーズや行政への要望などを取り上げることによって町民との距離が縮まり政治への信頼感がより高まる。更なる活発化を期待する。